

## 奈良県告示第五百十六号

平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表奈良県職員採用選考試験（知事が実施するものに限り、栄養士、管理栄養士、看護師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び臨床工学技士に係るものを除く。）の項中「限り、栄養士、管理栄養士、看護師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び臨床工学技士に係るものを除く」を「限る」に改め、同表奈良県看護師・助産師採用試験の項から奈良県立五條病院附属看護専門学校入学者選抜の項までを削り、同表技能検定の項から公共職業訓練（委託訓練）受講選考試験の項までの規定中「産業・雇用振興部雇用労政課」を「産業・雇用振興部雇用政策課」に改め、同表奈良県立高等技術専門学校入学選考試験の項中「学科試験の科目別得点及び職業適性検査結果」を「適性検査結果の得点及び面接の得点」に改め、同表なら食と農の魅力創造国際大学校入学試験（フードクリエイティブ学科）の項中「第二次試験」を「二次試験」に、「農林部なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室」を「なら食と農の魅力創造国際大学校」に改め、同表なら食と農の魅力創造国際大学校入学試験（アグリマネジメント学科）の項中「第二次試験」を「二次試験」に、「農林部担い手・農地マネジメント課」を「なら食と農の魅力創造国際大学校」に改める。